

令和4年第 9回
総会
9月

白井市農業委員会会議録

令和4年9月8日 開会
令和4年9月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年9月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

欠席委員は次のとおり

1 番	伊 藤 治
-----	-------

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月21日水曜日
- ・事前審査会(案) 9月29日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 10月6日木曜日
午後4時から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年9月定例総会に出席いただきまして、大変御苦
労さまでございます。

今年の夏は、毎日暑い日が続いておりました。

農作業等にも大変御苦労されたことと思います。

そしてまた、9月に入りましても、暑い日が続いております。

健康には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席
委員が過半数に達したため、これより令和4年9月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、芦田恵子委員、5番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号、2番、3番について、3番、今井幹代委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

今井幹代委員、しばらくの間退席をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、木字東吾妻の1筆です。

地目は畑。

地積は2,134平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は120アール。

義務者は記載のとおり。

申請事由は所有権移転、贈与です。

2番、名内字向山の2筆です。

地目は畑。

地積は2筆合計で862平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は248アール。

義務者は記載のとおり。

申請事由は所有権移転、交換です。

3番、名内字向山の1筆です。

地目は畑。

地積は1,024平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は263アール。

義務者は記載のとおり。

申請事由は所有権移転、交換です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員

1班班長の山崎です。

議案第1号、1番について調査報告を行います。

資料1番です。

当日は、権利者の代理人として、義務者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されています。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、軽トラ1台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、4人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の業務上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長

続けて、2番3番を。

山崎雅巳委員

続いて、2番の調査報告を行います。

資料2番です。

当日は、義務者の代理人として、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されています。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター7台、耕運機1台、貨物自動車3台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しております。

年間従事日数ですけれども、300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有している農地は、全て効率的に耕作されており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の業務上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続いて、3番について調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、権利者の代理人として、義務者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されています。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、貨物自動車2台、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が4人で、4人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有している農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の業務上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員をお願いします。

押田勝巳員 推進委員の押田です。

この権利者と義務者は親子でございます。現在は、子供は埼玉県のほうに勤めておるんですけれども、こちらに帰って来たときに農業に従事させようという親の思いというか。

今まで、祖父が亡くなったときに農地を3反以上相続しています。
農地を持っていて、今回早めに贈与するのですけれども、農業をやってほしいというか、早くこっちに帰ってきてほしいという親心もあるみたいで、早めに家庭菜園みたいなことをさせたいということです。

そういうことで、問題はないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、3番について、最適化推進委員の小松隆夫委員、お願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

以前から、この農地は貸借状態で、耕作されていたということですが、権利者と義務者は親戚関係ということで、そういうふうになっていたそうです。

それで今回、2番の権利者の方が相続する農地もあるということから、この際、書類上しっかりさせておこうということで農地交換になったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番、3番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番、許可することに可決します。

今井委員の入室をお願いします。

議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和4年度第6次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、名内字宮脇の1筆です。

地目は畑。

利用設定面積は、1,091平方メートルのうち500平方メートル。

種類、貸借権。

内容、普通畑。

期間は3年です。

賃料は、記載のとおりです。

支払い方法は、振り込み。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりです。

経営面積は182アール、更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当委員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和4年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、5ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

6ページ、7ページなのですけれども、①農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続の届出となります。

続きまして、8ページを御覧ください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和4年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは、合意解約の通知になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2) その他、10月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが9月21日水曜日、事前審査会が9月29日木曜日、第2班、午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が10月6日木曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2、3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人